

# 今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年10月8日（金）

午後2時00分から午後2時30分まで

2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室3、4号

3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名（現に在任する委員24名）

議長（会長） 15番 森 京典（会議規則第7条）

出席委員数21名

1 矢野邦男	2 渡邊節夫	3 大澤穣兒	
5 岡林興通	6 近本静信		8 長野健二
9 越智幹男	10 渡邊昭彦	11 岡貞義	12 竹田清隆
13 越智要	14 桑田誠	15 森京典	16 新居田守
17 津吉利幸	18 吉井一浩		20 藤本博
21 野間義郎	22 松岡一誠	23 永井政則	24 近松安文

欠席委員数3名

4 戸田修司 7 本宮勇 19 岡田勝利

4. 議事に関与する職員

局長	越智直紀
次長	二宮一成
主査	谷内義孝
主事	江頭好治

## 5. 議事

### 【農地法関係議案】

議案第42号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～16）

議案第43号

農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～2）

議案第44号

農地法第4条の規定による許可申請について（受付番号1～4）

議案第45号

農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～6）

議案第46号

農地転用事業計画変更について（受付番号1）

議案第47号

農業振興地域整備計画変更（編入）について（受付番号1～2）

議案第48号

農業振興地域整備計画変更（除外）について（受付番号1～2）

報告第25号

農地法第3条の3の規定による届出について（受付番号1～8）

報告第26号

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（受付番号1）

報告第 27 号

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(受付番号 1 ~ 4)

報告第 28 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1 ~ 7)

## 6. 議事録

議長 ただ今から令和3年度第7回の総会を開催いたします。  
それでは、議案の審議に入りたいと思います。  
本日は、委員24名中21名の出席となっており、本会は成立しております。  
議事録署名人に6番 近本 静信 委員、18番 吉井 一浩 委員を私から指名させていただきます。

議長 議案第42号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。  
議案第42号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は高部にある農地2筆で、登記地目は田、畑、面積は合計968m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号2] 申請地は桜井にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計2,789m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号3] 申請地は長沢、孫兵衛作にある農地5筆で、登記地目は田、畑、面積は合計2,281m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号4] 申請地は長沢にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は1,467m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号5] 申請地は孫兵衛作にある農地13筆で、登記地目は田、畑、面積は合計5,157m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号6] 申請地は旦にある農地12筆で、登記地目は田、畑、山林、面積は合計6,334.54m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号7] 申請地は朝倉上にある農地10筆で、登記地目は畑、面積は合計12,910m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号8] 申請地は大西町脇にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計3,203m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 9] 申請地は大西町山之内にある農地13筆で、登記地目は畑、面積は合計4,762.49m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 10] 申請地は吉海町名にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は212m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 11] 申請地は吉海町椋名、福田にある農地7筆で、登記地目は田、畑、面積は合計3,729m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 12] 申請地は吉海町津島にある農地4筆で、登記地目は田、畑、面積は合計1,283m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 13] 申請地は宮窪町余所国にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計4,076m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 14] 申請地は伯方町木浦、伊方にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は合計7,700m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 15] 申請地は上浦町甘崎にある農地11筆で、登記地目は畑、面積は合計5,637m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 16] 申請地は上浦町井口にある農地4筆で、登記地目は田、畑、面積は合計2,941m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見がありました。

合計16件、97筆、面積65,450.03m<sup>2</sup>となっております。地元委員さん1~3名、事務局で現地調査を行い、各小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見ありました。

議 全 議 全 議 長 員 長 員 長 員 長 長	説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。 (意見、質問なし) 原案どおり非農地に判断することに、ご異議ございませんか。 (異議なし) それでは、原案どおり判断いたします。
議	議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。

議案第43号は、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号  
1・2・3]

関連議案ですので、一括してご説明いたします。

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は6筆で、地目は田、面積は合計3194m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、使用貸借権設定による借り受けを受けるものであります。

[受付番号 4]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畠、面積は4784m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 5]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畠、面積は151m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 6]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畠、面積は305m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

事務局

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書の要件確認書をご覧ください。それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考え方や能力があるかどうか
  - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
  - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
  - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
  - ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
  - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
  - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であると思われます。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

議全議全議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

(意見、質問なし)

許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、そのようにいたします。

議長

議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第46号 農地転用事業計画変更について

事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。

議案第44号は農地法第4条の規定による許可申請、第45号は農地法第5条の規定による許可申請、議案第46号は農地転用事業計画変更についてでございます。

[議案第44号]

受付番号1,  
2]

関連しておりますので、一括してご説明いたします。

受付番号1、2の申請人は同一で農業者1名、受付番号1の申請地は朝倉地区朝倉上の1筆で、地目は田、面積は221m<sup>2</sup>、受付番号2の申請地は朝倉地区朝倉上の1筆で、地目は田、面積は368m<sup>2</sup>でございます。

これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請人の転用目的が農業用倉庫及び農家住宅敷地拡張であり、受付番号1は農業用施設に該当すること、受付番号2は集落に接続して設置されること、また代替性についても、申請人が農業用倉庫の建築及び農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないと申出であり、第1種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、申請人は、自宅敷地が手狭で農機具や農業用資材の収納スペースが不足していることから、自宅敷地に近接する受付番号2の申請地を利用して農業用倉庫を建築するために農家住宅敷地を拡張し、また、自宅敷地に近接する受付番号1の申請地を利用して乾燥機を置くための農業用倉庫を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年9月15日で、許可日から令和3年12月31日までに事業完了予定となっております。

なお、本件は違反案件でありますが、第3小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号3,  
4]

議案第46号  
受付番号1]

関連しておりますので、一括してご説明いたします。

議案第44号受付番号3、4、及び議案第46号受付番号1の申請人は同一で農業者1名、申請地は上浦地区井口でございます。

受付番号3の申請地は2筆で、地目は畠、面積は合計172m<sup>2</sup>、受付番号4の申請地は1筆で、地目は畠、面積は12m<sup>2</sup>、また、議案第46号受付番号1の申請地は既に平成14年1月23日付愛媛県指令農政(地5)第13-1381号で転用許可を受けている土地でございます。

これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅敷地の拡張、及び露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないと申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、申請人は当初、議案第46号受付番号1の申請地に息子夫婦の住宅を建築する予定でしたが、転用許可所得後に息子夫婦が仕事の関係で帰郷できなくなり住宅建築が困難になったところ、申請人が増加した農機具等を収納する農業用倉庫を建築するため、議案第44号受付番号3の申請地を利用して農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。また、議案第44号受付番号4については、耕作地に隣接する申請地を利用して軽トラックを駐車するための露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年9月15日で、許可日から令和3年11月30日までに事業完了予定となっております。

なお、本件は違反案件でありますが、第6小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

[議案第45号  
受付番号1]

譲受人は自営業者1名、パート1名、団体職員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は日吉地区宮下町3丁目の1筆で、地目は畠、面積は6.06m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が公衆用道路を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないと申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、自宅敷地への進入路が狭小で通行に支障をきたしているため、既存の進入路に隣接する申請地を

譲り受け、公衆用道路として整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年9月15日で、許可日から令和4年1月31日までに事業を完了する予定となっております。なお、本件は違反案件であります、第1小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号2]

譲受人は会社員2名、譲渡人は農業者1名、農業兼会社員1名、申請地は乃万地区矢田の1筆で、地目は畠、面積は317m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、家族が増え手狭で不便になったため、実家や勤務先に近い生活環境の良い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年9月15日で、許可日から令和4年3月31日までに事業を完了する予定となっております。また、開発行為許可申請書(写)が添付されております。

[受付番号3]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は乃万地区矢田の1筆で、地目は田、面積は499m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、家族が増え手狭で不便になったため、実家や病院等が近い生活環境の良い申請地を母親から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年9月15日で、許可日から令和4年3月31日までに事業を完了する予定となっております。また、開発行為許可申請書(写)が添付されております。

[受付番号4]

譲受人は農業者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は乃万地区阿方の1筆で、地目は田、面積は1,729m<sup>2</sup>のうち1,711m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては農用地区域内農地に該当しますが、譲受人が営農型太陽光発電システムを設置するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、仮設工作物の設置等一時的な利用であって、利用目的を達成する上で当該農地を利用することが必要と認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れが無いことから農用地区域内農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、父親から申請地を使用貸借し、申請地に飼料用米を植えて営農を行なながら支柱を立てて太陽光パネルを設置する営農型太陽光発電システムを設置するため、太陽光パネルの支柱の基礎部分について一時転用をしようとするものでございます。なお、譲受人は認定農業者であることから、国の通知により一時転用期間は10年間となっています。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年9月15日で、許可日から令和4年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号5]

譲受人は美容師1名、譲渡人は農業者1名、申請地は立花地区八町東6丁目の1筆で、地目は畠、面積は363m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が店舗兼用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、今後、美容師として独立し店舗を経営するため、国道に近く立地条件の良い申請地を祖母から使用貸借し、店舗兼用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年9月15日で、許可日から令和4年4月30日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

- [受付番号 6] 謙受人は自営業者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は立花地区八町東6丁目の2筆で、地目は畠、面積は合計473m<sup>2</sup>でございます。この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、謙受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。事業計画につきましては、謙受人は、現在、自動車代行運転業を営んでいますが、既存の業務用車両置場が手狭で不便なため、国道に近く利便性の良い申請地を祖母から使用貸借し、業務用車両の露天駐車場を整備しようとするものでございます。申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年9月15日で、許可日から令和3年12月31日までに事業完了予定となっております。

- [受付番号 7] 謙受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は朝倉地区朝倉下の1筆で、地目は田、面積は499m<sup>2</sup>でございます。この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、謙受人の転用目的が分家住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、謙受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。事業計画につきましては、謙受人は、現在、両親と同居していますが、結婚し家族が増え手狭で不便になつたため、実家に近い申請地を父親から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。申請年月日は令和3年9月9日、農業委員会の受付日は令和3年9月15日で、許可日から令和4年7月31日までに事業を完了する予定となっております。また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

- [受付番号 8] 謙受人は団体職員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は朝倉地区朝倉下の1筆で、地目は田、面積は499m<sup>2</sup>でございます。この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、謙受人の転用目的が分家住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、謙受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。事業計画につきましては、謙受人は、現在、両親と同居していますが、今後結婚を予定しているため、実家に近い申請地を父親から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。申請年月日は令和3年9月9日、農業委員会の受付日は令和3年9月15日で、許可日から令和4年7月31日までに事業を完了する予定となっております。また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

- [受付番号 9] 謙受人は看護師1名、譲渡人は農業者1名、申請地は大西地区脇の1筆で、地目は畠、面積は399m<sup>2</sup>でございます。この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、謙受人の転用目的が分家住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、謙受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。事業計画につきましては、謙受人は、現在、両親と同居していますが、独立し新たな生活拠点を定めるにあたり、実家に近い申請地を父親から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年9月15日で、許可日から令和4年3月31日までに事業を完了する予定となっております。また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号 10] 謙受人は宗教法人、譲渡人は農業者 1 名、申請地は菊間地区浜の 1 筆で、地目は畠、面積は 291 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は非線引き都市計画区域であり、農地の区分につきましては、都市計画法の用途地域内にあるため第 3 種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、謙受人は、厄除け大師として県内外から多くの参拝者が訪れます、既存駐車場が手狭で付近の国道や市道が渋滞し近隣に迷惑をかけているため、既存駐車所に隣接する申請地を譲り受け、参拝者用の露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 9 月 15 日で、許可日から令和 3 年 11 月 20 日までに事業完了予定となっております。

[受付番号 11] 謙受人は無職の者 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は吉海地区幸新田の 1 筆で、地目は畠、面積は 47 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、謙受人が自己用住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないと申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、謙受人は、居宅が手狭で不便なため、自宅敷地に隣接する申請地を譲り受け、自己用住宅敷地を拡張し居宅を増築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 9 月 15 日で、許可日から令和 4 年 1 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。なお、本件は違反案件であります、第 5 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号 12] 謙受人は不動産業等を営む法人、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は吉海地区仁江の 1 筆で、地目は畠、面積は 574 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない謙受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、謙受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 9 月 15 日で、許可日から令和 4 年 4 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 13] 謙受人は会社員 1 名、譲渡人は会社員 1 名、申請地は宮窪地区友浦の 1 筆で、地目は畠、面積は 139 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、謙受人が自己用住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないと申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、謙受人は、この度、定年退職を迎え宮窪町の中古住宅を購入し暮らして行く予定ですが、住宅敷地が手狭で子どもが訪ねて来た時や来客者用の駐車スペースが不足しているため、住宅敷地に隣接する申請地を譲り受け、自己用住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 9 月 15 日で、許可日から令和 3 年 12 月 31 日までに事業完了予定となっております。

[受付番号 14] 謙受人は土木建築業を営む法人、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は宮窪地区余所国 2 筆で、地目は畠、面積は計 850 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、謙受人が露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないと申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、事業の規模拡大に伴い不足している資材置場を確保するため、既存の資材置場に隣接する利便性の良い申請地を譲り受け、露天資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年9月15日で、許可日から令和4年1月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 15] 譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は伯方地区木浦の1筆で、地目は畠、面積は347m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

なお本件につきましては、太陽光発電システムの設置を目的とした5条許可申請の議案として6月の総会で議決し県に進達した後、申請者から申請取り下げの申し出がありましたので、事務局にて取り下げの手続きをさせていただきました。ついては、今回、申請者から太陽光発電システムの設置を目的とした申請書が改めて提出されたものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年9月15日で、許可日から令和4年4月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 16] 譲受人は水産食料品販売業等を営む法人、譲渡人は会社員1名、無職の者2名、申請地は伯方地区北浦及び伊方の3筆で、地目は畠、面積は829m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年9月15日で、許可日から令和4年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 17] 譲受人は農業者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は大三島地区野々江の1筆で、地目は畠、面積は343m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在親と同居していますが、手狭で不便なため、実家に隣接する申請地を母親から使用貸借し、居宅を建築するために農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年9月15日で、許可日から令和4年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ですが、第6小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

続いて、手元にお配りしている申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか

- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっており、いずれも適当であると思われます。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

議全員長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

なお、議案第44号 受付番号1, 2、議案第45号 受付番号4, 7, 8, 9については、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長

議案第47号 農業振興地域整備計画変更(編入)について

議案第48号 農業振興地域整備計画変更(除外)について

事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。

議案第47号は、農振農用地区域への編入について、議案第48号は、農振農用地区域からの除外について、市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[議案第47号 受付番号1・2・3] 申請者は、農業振興地域整備計画に定められた農用地等の保全のため、申請地を農用地であることが条件となる制度の対象とするため、申請地を農用地区域に編入するものであります。

[議案第48号 受付番号1] 申請者は、転用者が行う分家住宅の建築に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

なお、本件については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第2号から第5号までの各要件も満たしております。

議全員長

説明が終わりましたがご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することにいたします。

議長 報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第26号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。  
報告第25号は農地法第3条の3届出、報告第26号は農地法第4条届出、報告第27号は農地法第5条届出でございます。  
報告第25号につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は7件の届出がありました。第26号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は1件の届出があり、合計面積は175m<sup>2</sup>がありました。第27号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は4件の届出があり、合計面積は2,137m<sup>2</sup>ありました。第26号及び第27号につきましては、地元の委員さん又は小委員会で、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。第25号から第27号まではいずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

- [報告第28号]  
受付番号1] 令和3年9月8日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。  
[受付番号2] 令和3年8月17日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。  
[受付番号3] 令和3年8月17日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。  
[受付番号4] 令和3年9月10日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。  
[受付番号5] 令和3年9月1日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。  
[受付番号6] 令和3年9月1日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。  
[受付番号7] 令和3年9月10日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。  
(異議なし)  
議員長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして終了いたしました。  
せつかくの機会でございますが何かございませんか。  
(意見なし)

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。